

**原付等に乘らなくなった場合や誰かに譲る場合は、手続きをされないと軽自動車税(種別割)が課税されたままになります。**

軽自動車税(種別割)とは・・・

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、2輪の小型自動車、小型特殊自動車(これらを軽自動車等と総称します。)を、所有することにかかる税金です。

☆ 納税義務者は・・・

毎年4月1日現在、市内に定置場がある軽自動車等を所有する人。ただし、所有権留保車(ローン支払中等)の場合は、使用者に課税されます。

また、4月2日以降に譲渡しても、その年度分の納税義務者になり、逆に4月2日以降に軽自動車等を取得しても、その年度分の納税義務はありません。

☆ 申告や届出を・・・

軽自動車等を廃車や譲渡して乗らなくなった場合はその日から15日以内に、市外に転出した場合はその日から30日以内に下記の場所で申告や届出をしてください。

軽自動車等を所有していない場合でも、手続きをされないと引き続き課税されますのでご注意ください。

原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 ※草津市ナンバー	草津市役所税務課諸税管理係 草津市役所1階8番窓口 TEL 077-561-2308
軽自動車(2輪)(125ccを超え 250cc以下) 二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)※滋賀ナンバー	近畿運輸局滋賀運輸支局 守山市木浜町2298-5 TEL 077-585-7251
軽自動車(3輪、4輪) (660cc以下) ※滋賀ナンバー	軽自動車検査協会滋賀事務所 守山市木浜町2298-3 TEL 077-585-7103

※ 手続きの方法、持参書類等はそれぞれ上記へ事前にお問い合わせください。

《お問い合わせ》 草津市税務課諸税管理係

草津市役所1階8番窓口

TEL 077-561-2308